

【各務原市】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	11,253	11,036	10,859	10,610	10,293
② 予備機を含む 整備上限台数	12,940	12,691	12,487	799	434
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	10,859	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	10,859	0	0
⑤ 累積更新率	0%	0%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	0	543	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	543	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	0%	5%	-	-

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：12,727台

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：12,229台
- ・状態の良い端末を指導者用端末等として利用：498台

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

- 令和8年 6月 処分事業者 選定
- 令和8年 9月 新規購入端末の使用開始
- 令和8年 10月 使用済端末の処分事業者への引き渡し